

## 介護職員処遇改善加算等 算定内容についてのお知らせ

現在、当事業所では介護職員等の意欲・知識向上を図ると共に、以下の加算を算定する事で処遇改善を図っております。

算定している加算と、それに伴う取り組み内容は以下の通りです。

### 記

算定加算	算定区分
介護職員処遇改善加算	区分Ⅰ(総報酬に5.9%を掛けた額)
介護職員特定処遇改善加算	区分Ⅱ(総報酬に1.0%を掛けた額)
介護職員等ベースアップ等支援加算	有り (総報酬に1.1%を掛けた額)

### 職場環境等要件(取り組み内容)

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

以上

ご利用者様への日頃からの支援を、より専門的な知識・技術を持ったスタッフ一同で対応させていただきますので、ご理解、ご協力の程、どうぞよろしくお願い致します。